

算定する労働者氏名 ○○ ○○ 様
 平均賃金算定事由 休業手当支給のため
 平均賃金算定事由発生日 R2.4.4

勤務が2暦日にわたる場合において、2暦日目に事由発生の時は始業時刻の属する日。
 但し、1昼夜交代勤務の場合は2日の労働であるから原則通り。

算定事由

- 解雇予告手当(20条)・・・労働者に解雇通知をした日
- 休業手当(26条、事業主の責めによるもの)・・・その休業日、2日以上期間に亘る時はその初日
- 年次有給休暇(39条)・・・与えた日、2日以上期間に亘る時はその初日
- 制裁(91条)・・・制裁の意思表示が相手方に到達した日
- 災害補償・・・死傷の原因たる事故発生日又は診断によって疾病の発生が確定した日――労災保険の対象
 【休業補償(第76条)・障害補償(第77条)・遺族補償(第79条)・葬祭料(第80条)・打切補償(第81条)・分割補償(第82条)】

雇入年月日	H30.4.1	事由発生日	R2.4.4	常用・日雇		
賃金支給方法	月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制			賃金締切日	末	
A 月・週その他一定の期間によって支払ったもの	賃金計算期間	1月1日	2月1日	3月1日	計	
		1月31日	2月29日	3月31日		
	総日数	31日	29日	31日	91日	(イ)
	基本賃金	150,000	150,000	150,000	450,000	
	手当	20,000	20,000	20,000	60,000	
	手当	10,000	10,000	10,000	30,000	
	手当				0	
	手当				0	
計	180,000円	180,000円	180,000円	540,000円	(ロ)	
B 日若しくは時間又は出来高払制その他の請負制によって支払ったもの	賃金計算期間	1月1日	2月1日	3月1日	計	
		1月31日	2月29日	3月31日		
	総日数	31日	29日	31日	91日	(イ)
	労働日数	22日	20日	22日	64.0日	(ハ)
	基本賃金				0	
	手当	5,000	5,000	5,000	15,000	
	手当				0	
	手当				0	
計	5,000円	5,000円	5,000円	15,000円	(ニ)	
総計	185,000円	185,000円	185,000円	555,000円	(ホ)	
①平均賃金 (ホ)÷(イ)	6,098.9円					
最低保障平均賃金の計算						
Aの(ロ)÷(イ)=(ヘ)	5,934円					
Bの(ニ)÷(ハ)×60/100=(ト)	141円					
②最低保障賃金 (ヘ)+(ト)	6,075円					
※①平均賃金と②最低保障賃金を比較していずれか高い方が「平均賃金」となります。						
①②を比較した結果多い金額を平均賃金とする。	6,099円					
決定した平均賃金の60%を支払えばよいとされる場合の日額	3,660円					

※賃金計算期間は、算定事由発生日の前日において、1賃金計算期間(1日～末日)がある場合には、直前の賃金締切期間より遡って計算しますが、1賃金計算期間がない場合には、算定事由発生日の前日より入社日までの日数に基づいて計算します。